

2012年版「はじめての宅建合格教本」法改正・正誤表一覧

ページ位置	現在の表示	修正後の表示
243 ページ 上から4行目～5行目	⑩営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前述の各欠格事由に該当する場合。	⑩営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人 （法定代理人が法人である場合には、その役員を含む） が前述の各欠格事由に該当する場合。
298 ページ 上から10行目～11行目の間に加入		⑮宅地・建物が、津波災害警戒区域内にある時は、その旨の説明 以下⑮→⑯、⑯→⑰
302 ページ 下から3行目	⑤電話による長時間の勧誘、その他の私生活または業務の平穩を害するような方法により、その者を困惑させること。←削除	⑤・勧誘に先立って、宅地建物取引業者の商号又は名称及び当該勧誘を行う者の氏名並びに当該契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行うこと。 ・宅地建物取引業者の相手方等が契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。 ・迷惑を覚えさせるような時間に電話し、又は訪問すること。 ・深夜又は長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させること。
423 ページ 上から8行目～10行目迄	また、これらの権利を取得する者が、自分の住所の市町村の区域外にある農地や採草放牧地について権利を取得する場合は、都道府県知事の許可になります。そして、許可をする際、農業委員会や知事は条件を付けることもできます。	また、許可をする際、農業委員会は 条件 を付けることもできます。
453 ページ 上から3行目	都道府県知事の許可	都道府県知事等 （市の区域内において個人施行者、土地区画組合、区画整理会社が施行し、又は市が施行する土地区画整理事業のときは、当該市の長） の許可
461 ページ 上から6行目～7行目	あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければなりません。	あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならず、 町村 にあつては、 都道府県

		知事の同意も得なければなりません。
462 ページ 表中(地域地区の欄) 左側の内容	①大都市等の用途地域 特例容積率適用地区 高層住居誘導地区 ②風致地区(10ha以上) ③緑地保全地域 ④特別緑地保全地区(10ha以上)	① 2以上の市町村の区域にわたる 10ha以上の風致地区 ② 2以上の市町村の区域にわたる 緑地保全地域 ③ 2以上の市町村の区域にわたる 10ha以上の特別緑地保全地区
462 ページ 表中(地域地区の欄) 右側の内容	①用途地域 特例容積率適用地区 高層住居誘導地 ②特別用途地区 ③特別用途制限地域 ④高度地区 ⑤高度利用地区 ⑥特定街区 ⑦防火・準防火地域 ⑧景観地区 ⑨風致地区(10ha未満) ⑩特別緑地保全地区(10ha未満) ⑪緑化地域 ⑫伝道的建造物群保存地区等	①用途地域 特例容積率適用地区 高層住居誘導地 ②特別用途地区 ③特別用途制限地域 ④高度地区 ⑤高度利用地区 ⑥特定街区 ⑦防火・準防火地域 ⑧景観地区 ⑨風致地区(10ha未満と10ha以上で一 つの市町村の区域内で指定される場合) ⑩緑地保全地域 ⑪特別緑地保全地区(10ha未満) ⑫緑化地域 ⑬伝道的建造物群保存地区等
463 ページ 図 4-5-2 の⑥	⑥大都市周辺の都市計画の場合、国に 重大なる利害関係がある場合には、国 土交通大臣に協議し、その同意を得る 必要がある	⑥ 国に重大なる利害関係がある場合には、 国土交通大臣に協議し、その同意を得る 必要がある
482 ページ 下から4行目	都道府県知事の許可	都道府県知事等(市の区域内にあっては 市長)の許可
483 ページ 図 4-5-13	知事の許可	知事等の許可
483 ページ 上から3行目	都道府県知事の許可	都道府県知事等(市の区域内にあっては 市長)の許可
483 ページ 上から9行目	都道府県知事の許可	都道府県知事等の許可